

登録証送付先

住所

〒106-0032

東京都港区六本木6丁目3番1号 六本木ビルズ クロスポイント905

氏名

藤田 貴男

様

実用新案権設定登録通知書

登録番号 第3230804号

登録日 令和 3年 1月29日

出願番号 実願2020-005371

出願日 令和 2年12月11日

請求項の数 3

納付年分 第 3年分まで

重要

登録料の納付について

登録料納付期限日

・実用新案権を維持するには、存続期間の満了までの各年について所定の登録料の納付が必要です。

なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理は自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の登録料納付期限日の表で納付期限を確認してください。**(自動納付制度)**もありしますので、特許庁ホームページを参照してください。)

- ・第4年以降の各年分の登録料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日(以下「納付期限日」という)までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば登録料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その実用新案権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・実用新案登録料納付書の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

納付年分	納付期限日
第 4年分	令和 6年(2024年) 1月29日
第 5年分	令和 7年(2025年) 1月29日
第 6年分	令和 8年(2026年) 1月29日
第 7年分	令和 9年(2027年) 1月29日
第 8年分	令和 10年(2028年) 1月29日
第 9年分	令和 11年(2029年) 1月29日
第 10年分	令和 12年(2030年) 1月29日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室 (代表)
電話 03(3581)1101
実用新案担当 内線 2709